

令和7年度(第3期)第1回日野市手数料、使用料等検討委員会議事録

1 概要

日 時	令和8年1月7日(木) 10時00分から12時00分まで
場 所	日野市役所5階 502会議室
出 席	河合委員、比留間委員、堀江委員
主 管 課	(緑と清流課) 吾郷課長、東郷課長補佐、馬場主事 (文化スポーツ課) 佐々木課長、齊藤係長、梶原主任、安田主事
事 務 局	(企画経営課) 永尾副主幹、東瀬主任、高山
議 事	(議案第1号) 河川・準用河川占用料の改定案について(主管課:緑と清流課) (議案第2号) 体育施設使用料(グラウンド・テニスコート)の改定案について (主管課:文化スポーツ課) (議案第3号) 日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインの改正案について (主管課:企画経営課)
記 録 作 成	(企画経営課) 高山
配 布 資 料	【議案第1号】資料一式 【議案第2号】資料一式 【議案第3号】資料一式

2 要点録

(1) 次第1 開会

○ 事務局(企画経営課)

委員が全員出席したため開会。

(2) 次第2 議題

議案第1号 河川・準用河川占用料の改定案について

<緑と清流課入室>

○ 緑と清流課

議案資料に基づき、改定案について説明。

■ 委員

河川の定義について、普通河川は基本的に用水路を、準用河川は根川を指しているという認識でよいのか。

○ 緑と清流課

そのとおり。

■ 委員

改定案について、算出方法が適さなかったため、との記載があるがこれについては。

○ 緑と清流課

「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」では、主に建物関係の公共施設をイメージして作られているが、河川については道路などの公物に近い公共施設であるため、ガイドラインどおりの改定が難しいことからそのような表現とした。

■ 委員

水路に面している土地については、基本的に評価額が下がると考えられるが、橋の費用負担込みで土地価格が下がる、税負担が低くなると考えられるが、市の見解は。

○ 緑と清流課

課税評価の観点では 1 つの考え方としてあると思うが、川の管理を行う立場としては危機感を持っている。水田が数少なくなってきた中で、農業者も減少し、事務職員が現場作業に出るなど、市単独での維持管理に限界を感じており、河川占用料をいただいているにも関わらず管理がままならない状況である。また、用水路には雨水管としての機能もある。下水道事業では、雨水の排除を公共側で負担し、一方でトイレ等の生活で使用した水は各個人で使用料を負担していただく、という考え方がある。そのような観点からも、公共施設の維持管理に対して皆さんにもご負担いただいて維持管理していくことが重要と考え、今回の提案に至る。

■ 委員

費用を負担いただいている中で維持ができていなくなってしまう点については、今後費用を負担いただかない代わりに維持しなくなる、というように聞こえてしまうがその点については。

○ 緑と清流課

費用を頂かないことで、市が全く維持をしないというつもりはない。今までは農業者がボランティアのような形で維持管理をしていただいていたが、その担い手が少なくなっているため、市がすべての維持管理をせざるを得ない状況である、ということ。

■ 委員

費用をいただいて市が第三者に委託する、という発想はないのか。今回の改定により年間 607 万円の減となるが、その金額で委託し、維持管理することできないか。他市での事例は。

○ 緑と清流課

維持管理については委託しており、既に 2 億円弱の経費が掛かっている。他市では用水路を無くしているところ、日野市では用水路を残すまちづくりを実施していることも考慮しないといけなさと考える。

■ 委員

用水路はむき出しになっている場所もあり、子どもを連れているときや、自転車で走行する時には気を付けている。調べたところ、過去に事故が発生しているとのこと。

市として用水路を残す方針としている理由は住民の思いが強いからか。

○ 緑と清流課

市として、なるべく柵は付けずに子どもが水辺に触れ合える緑と清流のまちづくりを進めてきたため、このような維持管理をしてきている。

■ 委員

残し続ける中で、農地としての用水路の必要性が大分減っているのであれば、その点は今後考慮していなければならないと考える。(意見)

○ 事務局

委員から指摘のあった課税の関係について回答する。結論として、河川占用料が幾ら発生しているからその部分を課税から減免する、というような考え方は無い。橋からのみでしか出入りできないという点で土地評価において価値が下がり、課税も下がるということはあるが、占用料の有無により課税上の優越性が発生しているわけではない。

■ 委員

「改定案を妥当と考える理由」において、水路保全に対する公平な協力を得る旨の文言が記載されているが、具体的にどのように考えているか。

○ 緑と清流課

雨水排除の機能がメインとなってきている中で、公平な費用負担をいただくようお願いしたいと考えている。また、用水路沿いの方のみではなく、他の市民の方々にもボランティア的に維持管理に参画いただいて、皆で水路を保全し、維持管理していけるような体制を組めれば良いと考えている。

■ 委員

今まで徴収していた占用料を無くす一方で、維持管理していくために普段生活に使っていない方にもボランティアをお願いすることについては理解を得るのが難しいと思うため、丁寧に説明していく必要があると考える。

○ 緑と清流課

現実はやはり市側でしかできないと思うが、現状の市の体制からすれば全部を担うことは難しい。水路の近くに住んでいない方はあまり関心がないことも理解しているが、水路を大切な地域資源と考えている方もいらっしゃる中で、そのバランスが重要である。本音としては、水路沿いの方々には積極的に関わっていただきたいと考えている。

■ 委員長

では、意見が他になければ採決に移る。妥当でない旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 各委員

(意見なし)

■ 委員長

妥当である旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 委員

日野市が水路を残す方向であることを特に若い世代には、あまり知られていないのではないかと。市民に対して、市の取組みをアピールした上で、協力を得るような形で進めていくと良いのではないかと。本件については、妥当性及び正当性はあると考えられる。

■ 委員長

では、意見が出尽くしたようなので、妥当であるという方は挙手願いたい。

	妥当	妥当でない
挙手	3	0

■ 委員長

当委員会としては妥当であるとの結論に達した。

(3) 議案第2号 体育施設使用料(グラウンド・テニスコート)の改定案について

○ 文化スポーツ課

議案資料に基づき、改定案について説明。

■ 委員

グラウンドについて、団体の予約が入った場合、その予約時間までに一般利用されていた方は追い出されるような運用となっているのか。

○ 文化スポーツ課

当該地は公園の中にグラウンドがあり、普段は子供たちが遊んでいる状況であるが、グラウンドの予約が入っている場合、その時間は使わないように空けていただく形で運用している。

■ 委員

その運用で今までにトラブルは発生していないか。

○ 文化スポーツ課

近隣住民からはもう少し子どもたちが遊べるよう要望があり、その点については、休日等に一般開放の曜日を設定した。また、予約時間が来た際にグラウンドを空けなければならないことについて、わかるように対応してほしい旨のお声もいただいており、看板を作成し見やすい場所に設置するなどできる限りに対応している。

■ 委員

グラウンドなのか、公園なのかによって別の課の範疇になるのか。

○ **文化スポーツ課**

公園については緑と清流課が管理をしている。グラウンドは文化スポーツ課で公園内の一部を借りている扱いとなっており、管理も当課で対応している。

■ **委員**

グラウンドとしての稼働率のほうが高いのか。

○ **文化スポーツ課**

主に週末に関してはグラウンドとしての利用が非常に高い。平日は公園利用がほとんどである。

■ **委員**

公園とグラウンドとでどちらの需要が高いのかによるが、トラブルが発生している以上、明確に分けたほうが分かりやすいのではないかと考える。また、グラウンドとする場合であれば費用を徴収することで、玉虫色の運用よりトラブルが少なくなるのではないかと考えられるがどうか。

○ **文化スポーツ課**

現状では、そこまでのトラブルとも捉えていないため、併用とする形を継続したいと考えている。

■ **委員**

他のグラウンドや公園が近隣にあるのか、若しくはやむなしで当該地をグラウンドとしているのか。感覚的にどうか。

○ **文化スポーツ課**

小さな公園は地域周辺にもあるが、ボール遊び等が可能な広いスペースのある公園に関しては都市計画公園という扱いで地域的に数に限りがある。現状、その周辺にグラウンドとして利用できる場所は無い。

■ **委員**

追い出されてしまう一般の市民がいるのであればグラウンド使用に対して使用料を徴収してもいいのでは。

○ **文化スポーツ課**

団体予約については、ほとんどが週末の利用となっており、平日は多摩平・旭が丘のグラウンドでは高齢者の方々がグラウンドゴルフで利用されている程度である。その稼働率を考慮して料金を設定し徴収する費用を考えた場合、人件費などで寧ろ赤字になってしまう懸念があり、そこまでの結論に至っていない。

■ **委員**

当グラウンドのみ赤字となってしまう理由は。

○ **文化スポーツ課**

使用料の徴収を行っている浅川スポーツ公園グラウンドでは、サッカー場の平日利用もあり、ある程

度の経費を市民の皆さんにご負担いただいていることで人件費についてもまかなっていている状況である。万願寺中央公園グラウンドに関しては、やはりほとんどが週末のみの利用であるため単独で料金の徴収を行った場合は赤字となるが、浅川スポーツ公園グラウンドと一緒に実施していることで維持できていると考える。新たな料金の設定とそれに伴い徴収場所を設置するとなるとやはり赤字となるのではないかと懸念している。

■ 委員

支払いは振込みではなく、人が対応しないといけない、ということか。

○ 文化スポーツ課

そのとおり。雨が降った場合に利用できなくなることから、現地で現金での当日払いとしている。

■ 委員

利用実績について、令和4年度が9,300人、令和5年度が9,400人とのことだが、予約して使われた方の人数か。

○ 文化スポーツ課

団体利用のため、1回あたり例えばグラウンドゴルフであれば20人が使用する、といった方法で計算されている。よって、人数的には多く感じるもの、週末の利用に集中しているため、稼働率は高くない。平日の午後は公園的な利用が主になっている。

■ 委員

料金を700円から980円に変更しているのは上限額を1.4倍にしたということか。

○ 事務局

ガイドラインの中で金額区分に応じて倍率に差を設けている。今回については1.4倍に該当する。

■ 委員長

では、意見が他になければ採決に移る。妥当でない旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 各委員

(意見なし)

■ 委員長

妥当である旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 委員

見直しが15年されていないことを踏まえると見直しせざるを得ない。改定される3件についても、いずれも計算の根拠として妥当性があると考えられ、全体として改定が妥当であると考えている。

■ 委員長

では、意見が出尽くしたようなので、妥当であるという方は挙手願いたい。

	妥当	妥当でない
挙手	3	0

■ 委員長

当委員会としては妥当であるとの結論に達した。

(4) 議案第3号 日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインの改正案について

○ 企画経営課

議案資料に基づき、改定案のうち前半部分について説明。

■ 委員

連番の10の見直しについて手数料、使用料検討委員会から地域共創プラットフォームへの移行は大変良いと感じた。

■ 委員

地域共創プラットフォームの場合、匿名性が高いまま実施されると思うが、誰の意見が尊重されるのかという点について市はどのように受け止めているか。

○ 企画経営課

「誰の意見だから重視する」という視点は、本来あってはならないのではないかと考えている。もっとも、匿名投稿者の連続投稿への懸念については、匿名であっても管理者側では、誰か、どのアカウントかは分からないが、同じ人だということは分かることから、割り引いて見ることは一応可能である。また、「誰か」よりも「内容」で見ることがフラットで偏りのない市民意見の聴取の形になると考える。また、委員の皆様のように名前を出していただき、委員会の中でご発言をいただく、ということは市民にとってハードルが高いと考える。

匿名であれば、率直な意見を言いやすいというハードルの低さにも繋がり、デメリットよりメリットの方が大きいと考える。

■ 委員

地域共創プラットフォームのユーザー登録について市民のみに限定するなどの制限が無い点については。

○ 企画経営課

市外の方でも登録でき、お住まいの地域を入力いただく形となっている。各施設は市民の税金をいただいで運営しているものの、地域共創プラットフォームの意見をもってもそれが市民の総意である、という言い方はできない。そのため、これが日野市民全体の意見であると捉えられることも危険であるため、そのような偏見は一切抜きにして、内容だけを見ることが、市民意見の聴取のあり方として統計学上も正しいと考えている。

○ 企画経営課

議案資料に基づき、改定案のうち後半部分について説明。

■ 委員

連番 18 について、市民以外の方の費用を最大 100%にしているということか。

○ 企画経営課

そのとおり。

■ 委員

大きな赤字施設は改善ができなくなるのではないか。例えば市外からきている方々の対応のために、費用負担が生じてしまうと高い金額を設定できなくなってしまうのではないか。

○ 企画経営課

使用料で賄えない維持管理経費は、公費でその分を負担することになる。しかし、利用者負担を 100%にするといっても実際には公費の負担が発生する。その部分については公費の負担のあり方として考えなければならないと考えている。使用料は地方自治法上受益者負担の公平性のために取るものである。他自治体では宿泊税や観光税のように別の形で収入している事例もあり、利用者負担を 100%にしても賄えない部分について徴収する場合は、私どもとしてはそちらの方向で対応すべきものであると考えている。市外民が多く利用しており、市民の事実上の負担が増えてしまって困っているというような施設は現に生じていないが、仮に生じた際には何かしらの税という形でいただくべきと考える。

■ 委員

市民税は観光施設に使えるものなのか。

○ 企画経営課

基本的には目的税ではなく普通税であるため、様々な事業に使えるお金として市は収入することになる。

■ 委員

導入する予定はないか。

○ 企画経営課

現状は無い。一部で議論が若干上がっている。

■ 委員

別の形態で費用が発生する場合にそこでフォローすべきという意見ということで良いか。

○ 企画経営課

そのとおり。

■ 委員長

では、意見が他になければ採決に移る。妥当でない旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 各委員

(意見なし)

■ 委員長

妥当である旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 委員

委員会の中で委員から出た意見も盛り込んでいただいております、これまでの委員会での議論で問題になった点についても、改正の内容によって改善が見込まれるため、妥当であると考えています。

■ 委員長

では、意見が出尽くしたようなので、妥当であるという方は挙手願いたい。

	妥当	妥当でない
挙手	3	0

■ 委員長

当委員会としては妥当であるとの結論に達した。

(5) 次第3 今後の予定

○ 事務局(企画経営課)

今後の流れについて説明。

(6) 次第4 閉会

■ 委員長

本日の議題はすべて終了したので、委員会を閉会する。

(閉会)